

特定家畜伝染病侵入防止対策事業実施要領 (令和5年度高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)

5産労農安第493号

令和5年6月16日

(目的)

第1 この事業は、都における畜産業に甚大な影響を与える高病原性鳥インフルエンザの侵入を防止するために、適正な飼養衛生管理を行うための取り組み等を支援することをもって家畜防疫体制の強化を図ることにより畜産業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この要領で「衛生管理区域」とは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3で定める飼養衛生管理基準において農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域をいう。

(事業の内容)

第3 知事は、予算の範囲内で、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ病原体侵入防止支援

事業実施主体が高病原性鳥インフルエンザの侵入を防止するためのアからエまでに掲げる経費の一部を補助する。

ア 野生動物等からの病原体の侵入防止のための次の経費

- ① 給餌及び給水施設への野生動物の排泄物の混入防止に必要な設備
- ② 飼料保管場所への野生動物の排泄物の混入防止に必要な設備
- ③ 衛生管理区域の境界での野生動物の侵入を防止する柵等の設備
- ④ 畜舎への野生動物の侵入を防止する防鳥ネット等の設備
- ⑤ 防鳥ネット等の破損個所の修繕
- ⑥ 糞尿処理施設への野生動物の侵入を防止する防鳥ネット等の設備
- ⑦ 畜舎の屋根又は壁面の修繕
- ⑧ 畜舎内のねずみ及び害虫の駆除に必要な設備

イ 病原体の持込防止のための次の経費

- ① 衛生管理区域の境とする柵等の設備
- ② 衛生管理区域の出入口への門の設置や、「部外者立入禁止」等の看板の設置など入場者・車両の入場制限に係る設備

- ③ 衛生管理区域の出入口付近に設置する車両用の消毒設備
- ④ 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に設置する立入者用の消毒設備
- ⑤ 衛生管理区域専用の衣服及び設置設備
- ⑥ 他の畜産施設等で使用し、又は使用したおそれのある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合の洗浄又は消毒設備

ウ 衛生管理区域の衛生状態の確保のための次の経費

- ① 畜舎及び器具の清掃、又は消毒を行う設備
- ② 空の畜舎、畜房、ハッチ、ケージの清掃及び消毒を行う設備
- ③ 未処理の糞尿を衛生管理区域外へ持ち出す前後に運搬車両を消毒する設備
- ④ 運搬車両での糞尿のこぼれ防止及びホコリの飛散を防止する設備
- ⑤ 導入家きんが伝染性疾病にかかっていないことを確認するまでの間の他の家畜と隔離する設備
- ⑥ 飼養する家畜への飲用に適した水の給与設備

エ その他、高病原性鳥インフルエンザの侵入を防止するために必要であると知事が認めた取組に要する経費

(2) 高病原性鳥インフルエンザまん延防止支援

ア 制限区域の家きん卵滞留防止

- ① 家きん卵を洗浄・消毒する機器

(3) 高病原性鳥インフルエンザ対策普及指導

高病原性鳥インフルエンザについての知識の向上を図るため、畜産農家等に対して普及啓発資料等を活用した指導を行う。

ア 家きん飼養者に対して普及啓発資料等を活用した指導を行い、手指の消毒剤の配布を行う。

(事業実施主体)

第4 事業実施主体は都内で家きんを飼養する畜産業を営む農家等とする。家畜種類や羽数別の事業実施主体と補助対象事業内容の関係は別表のとおりとする。

(補助対象事業)

第5 知事は、第3の(1)(2)の事業について、次の要件を満たすものを対象と定める。

- (1) 事業の実施により、高病原性鳥インフルエンザの防疫体制が強化されること。
- (2) 事業対象者のうち、都内で家きんを飼養する畜産業を営む農家の事業の対象経費の合計が10万円以上となること。なお、家きんを飼養する者の事業経費の合計は5万円以上、30万円以下とすること。

- (3) 目的外に転用されるおそれのないもの。
- (4) 消耗品以外のもの。
- (5) 令和5年12月31日までに、設備の設置を完了したもの。

(補助対象経費)

第6 事業の対象経費は第3の(1)(2)に掲げる取組に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 設備の購入費
- (2) 設備の購入に伴う運搬費、据付費
- (3) 設備を自作する場合の原材料費
- (4) 施設の建築、補修等における工事費
- (5) 業者等への委託費

(減価償却期間)

第7 本事業により購入した資材のうち減価償却資産については減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に基づき減価償却期間を定める。

(推進指導体制)

第8 知事は事業を円滑かつ適正に推進するため、事業推進指導班(以下「指導班」という。)を設置する。

- 2 指導班は農林水産部食料安全課、家畜保健衛生所、農業振興事務所振興課、農業改良普及センターの職員を構成員とする。
- 3 指導班の所掌事項は次のとおりとする。
 - (1) 事業の普及、推進に関すること。
 - (2) 畜産農家の特定家畜伝染病予防の取組への指導助言に関すること。
 - (3) 事業の効果の判定に関すること。
 - (4) その他、特定家畜伝染病発生防止について農林水産部食料安全課長が必要と認めること。
- 4 指導班は農林水産部食料安全課長が必要に応じ招集する。

(事業の採択)

第9 知事は第3の(1)(2)事業の採択について、第5の要件を満たすと認められるものを予算の範囲内で決定する。採択には、事業効果がより大きいと判定されるものを優先する。

(その他)

第10 本事業の実施にあたっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項は農林水産部食料安全課長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年6月21日から施行する。

別表

事業実施主体と補助対象事業内容の関係

事業実施主体	飼養羽数 (令和5年2月1日現在)	補助対象事業内容	事業費
家きん飼養者(児童福祉施設、教育施設、公共施設、動物園やペットショップなどの動物取扱業等を除く、都が指定する者)	1羽以上37羽未満	第3の(1)のア及びイ	5万円以上、30万円以下
家きん飼養畜産農家	38羽以上100羽未満	第3の(1)	10万円以上
	100羽以上	第3の(1)及び(2)	